

第102回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和3年3月15日(月曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	農林振興課特命参事	衣笠俊博	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	尾崎基彦
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 36 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について
日程第 2. 議案第 37 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 3. 議案第 38 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 4. 議案第 39 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 5. 議案第 40 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 6. 議案第 41 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 7. 議案第 42 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 8. 議案第 43 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 9. 議案第 44 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 10. 議案第 45 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 46 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 12. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 13. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 14. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 15. 同意第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 13 までの提案に対する当局の説明は、3 月 2 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 36 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について

議長（石堂 基君） まず、日程第 1、議案第 36 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 一般会計歳入の 11 ページ、国庫支出金の中の総務費国庫補助金で、補正減額が 277 万 7,000 円という、この関係でお尋ねします。

説明欄にあります下から 2 つ目と、一番下と、地方創生臨時交付金単独事業分の減、それから、地方創生臨時交付金補助事業分の減、令和 2 年度の最終的な補正になるんですけど、ちょっと、臨時交付金について、この令和 2 年度かなり毎回のよう、補正で国から交付されるということで、1 次、2 次、3 次、今回の単独、減額にはなっているんですけど、2 月 10 日締めで、国の第 3 次補正予算の確定が 3 月上旬にされるということ、ニュースなどで聞いているんですけど、その関係と、この間の、このたび上程されている補正の減額、結果の関係と言ったらあれですけど、説明お願いできますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

平岡議員おっしゃるとおり、今回の補正も含めて、臨時交付金にかかるもの、9 回あるわけでございますので、なかなか全体像をつかみにくいと思うのですが、この本定例議会の初日にご承認いただきました 2 月 10 日付の専決補正予算、それを除いた額でいいますと、7 回までの補正で、臨時交付金の総額は 5 億 1,919 万 4,000 円だったわけです。これが、国の 2 次交付分までの分です。これが 5 億 1,919 万 4,000 円です。

2 月の専決で、この前、承認いただきました専決補正予算におきまして、単独分、640 万円ですね、あれは商工業の関係でしたかね、その分 640 万円を単独分として計上しておったと思います。ですから、そこは、その時には、まだ、3 次交付分の内示額が出ておりませんでしたので、640 万円ぐらいはあるだろうということで、5 億 1,919 万 4,000 円の確定額にプラス単独分 640 万円を補正予算に計上しておったわけでございます。

で、3 次交付分が全部で 1,574 万 2,000 円、これがついたわけです。その内訳が、単独分が 277 万 1,000 円。それと、補助事業分が 1,297 万 1,000 円ということでした。

ですから、単独分は、640 万円と見込んでおったのが、実は 277 万 1,000 円ということでしたので、その補正予算の上のほうの、下から 2 つ目の単独分は 277 万 1,000 円、決定分から現計予算額の 640 万円、これを引いた額が 362 万 9,000 円ということになるわけです。

下の補助分ですが、補助分は、これまで 2 月の専決補正まで、1,501 万 2,000 円を合わせて合計で計上しておったわけです。それが、先ほど申し上げましたように、3 次交付分で 1,297 万 1,000 円ということになりましたので、一番下の分は、1,297 万 1,000 円から、1,501 万 2,000 円を引いた額が 204 万 1,000 円と、こういう具合になるわけでございます。

なお、町長が申し上げましたように、あと国の 3 次補正分、これが、さらに 1 億 9,219 万円ございますので、これを、また、今後の補正予算で、さらに追加計上する予定ということでございまして、地方創生臨時交付金は、単独補助分全て合計して、7 億 2,712 万 6,000 円と、こういうふうになるわけでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 3次補正の関係については、今後の補正予算ということで、今回の分には、計算上というか、数字としては上がっていないということは、今の説明で分かりましたが、その最終、国のほうから出てくる補正に対して、どういう事業にしていくかというのは、これからのことだと思えます。計画ですけど、その関係で、住民なり町内の事業者さんなど、いろいろ私どもも個々なんですけれども、大変だという声は聞いています。

それで、町のほうの地方創生臨時交付金の支出のあり方というか、使ってきた内容なんですけれども、主に施設の中の備品購入であるとか、そういうものに使われているので、ぜひ計画の中に住民が直接困っている、コロナの関係で大変なことに対する手立てであるとか、それから、一般質問でも取り上げましたけれども、PCR検査の特定の、国のほうからは介護施設などの検査をするという連絡はあるんだけど、具体的には施設であるとか、介護でも在宅のヘルパーさんであるとか、そういうところは、国のほうは見えていないというのが現状なので、そこらへんも、よく調査して、このコロナに関係する補助金が有効に活用できるように、それは提案したいんですけど、今、計画としては、町のほうでは、どんな状況なんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。

その前に、先ほど、ちょっと、漏れておったと言いますか、補足説明をさせていただきます。

国の3次補正分の1億9,219万円の決定額につきましては、これは国のほうで繰り越しをして、令和3年度予算分として、交付するという道を、佐用町は選択しておりますので、令和3年度予算で対応するというごことをお願いしたいと思います。

それから、その用途でございますけれども、今現在、各課から、いろいろ要望を聞いて、取りまとめを今からするところでございますので、具体的に、どうのこうのということ、ちょっと申し上げられないんですけども、平岡議員さんおっしゃるとおり、私どもも有効活用したいと考えておりますので、また、その中身につきましては、お示しをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 13 ページ、25 目、産地パワーアップ事業補助金 800 万円の減。それから、その下、強い農業・担い手づくり総合支援交付金 553 万 5,000 円。これらについての要因をお示しください。

その下の防災・安全交付金の分の 832 万 5,000 円、増えた分についてもお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） はい、お答えいたします。

産地パワーアップ事業と、強い農業・担い手づくり総合支援の関係になりますけれども、産地パワーアップにつきましては、当初 800 万円予定しておりましたけれども、農家さんのほうが、資金面がなかなか難しいとか、また、実は、産地パワーになりますと、目標が、例えば、10%実績いうか、販売を上げるか、コストを下げなあかんと言った中で、その目標が前にも使われていた場合に、その目標が達成されていないということで使えなかったというのがございます。それから、用意していた農機具等が納期が間に合わないといった形で断念されたという形で、産地パワーについては全額 800 万円を、今回、マイナスさせていただいております。

それから、強い農業・担い手づくりにつきましても、理由は同じような形で、実は、資金面の関係とかありまして、手を下ろされたという形で、本年につきましては、担い手につきましては、如来田の方が田植え機とドローンを買われたということで、総額で 166 万 5,000 円補助をしております。その分が必要だったので、差し引きして、現在 553 万 5,000 円を減額させていただきました。

以上でございます。

議長（石堂 基君） 防災の関係は。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） それでは、3点目の防災・安全交付金、社会資本整備円滑化地籍整備事業の補助金について、ご説明をいたします。

これにつきましては、地籍調査事業に対する補助金となっております。この地籍事業につきましては、今までは県の全額委託事業として委託金で受けておりましたが、令和3年度から、1か所については町営でやりなさいということになっております。ただ、令和3年度の予算ではなく、令和2年度の補正予算という形でついておりますので、そういう形で、補助金として受けるということになっております。

ちなみに、実施する場所でございますが、上石井地区の山林部分、そこに町営事業として地籍調査を行うという予定にしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そしたら、それ補助金として、これからやっていくということではないんですか。それが1点。

それから、前の産地パワーアップですけど、それは10%という目標を、やっぱりクリアしていかんとあかんということですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 10%の削減を、5年目標でしていくんですけども、途中の場合は、3年の場合6%コスト削減でもよろしいよという話が出ておりますけれども、それをクリアしないと、次の段階には進めませんよということで、手を挙げれないと。補助金のほうは出ませんよという形になります。以上です。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） おっしゃるように、県の補助金をいただいて実施するというようになっておまして、先ほど、説明が漏れておりましたが、その内容については、国庫が2分の1、県が4分の1、その残りの4分の1を町が負担をするということになっております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 9ページの町税で、法人税割2,500万円、それと、その下の固定資産税の償却資産の4,176万円の増額の要因は何でしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） まず、法人税でございますけれども、法人税の要因につきましては、まず、税率改正9.7%から6%に変更された分が、今年度100%減額になるということと、それから、コロナによる減少も若干見まして、その分が、今回の減収の原因となっております。

〔金谷君「増額」と呼ぶ〕

税務課長（大永和重君） えっ？法人税割、すみません、間違えた。

議長（石堂 基君） しばらくお待ちください。

税務課長（大永和重君） 法人税割につきましては、法人税が増加傾向にあるという中で、コロナの関係もあるんですけども、均等割は、そのまま入ってくるだろうということで、過去の状況から見まして、約300万円ほどが増額になっておるとい状況でございます。

〔金谷君「2,500万円」と呼ぶ〕

税務課長（大永和重君） すみません。勘違いしていました。

補正予算のほうで、当初上げておったんですけれども、法人の増減がありまして、この分が減額となっております。

議長（石堂 基君） 税務課長、一度座って、答弁を整理してください。

税務課長（大永和重君） すみません、勘違いしておりました。

均等割につきましては、法人数が増加したということで、この 150 万円が増加になっております。

それから、償却につきましては、

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

税務課長（大永和重君） えっ。法人税割も、この横山基礎分が当初、入を見込んでおらない分がありまして、これが増となりましたので、この 2,500 万円増となっております。

それから、償却につきましては、大型法人の償却資産が伸びがあるというのと、太陽光の伸びがありまして、この分、増加しております。

9 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

9 番（金谷英志君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 27 ページ、15 の 10 の 19 節、扶助費、乳幼児等医療費 500 万円、こども医療費 500 万円、この少なくなった要因について述べてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えをさせていただきます。

扶助費におきまして、乳幼児、こども医療ともに 500 万円減額しております。これは、今年度、令和 2 年度の実績の見込みで、両この医療費 2 件につきましては、大幅に減額になっているということで、今回の補正予算に上げさせていただいたということでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 対象者は幾らぐらい、いらっしゃる？

住民課長（山田裕彦君） ちょっと、手元に資料を持っておりませんので、後で回答させていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、その下の保育園費の通園バス運行委託料 710 万円、この減額の分についての要因をお示してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） こちらの 710 万円の減額でございますが、運行実績による減額が主なものでございまして、お盆の期間ですとか、土曜日の通園バスが、保育園児の登園が少なかったようなことで、それから、また、園外保育なんかでバスを利用するのですが、今年はコロナの関係で、その園外保育もあまりできなかったということで、減額させていただいております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔岡本義君「手挙げておるんや。はよはよするな。（聴取不能）。はよはよ終わろうとすな」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） お座りください。一度ないようですのでということで。

〔岡本義君「手を挙げておったがな」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） いや、その段階では挙がっていないです。それを確認して発言申し上げましたけれども。

〔岡本義君「早い、早いがな、どっとどっと」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） それでは、質疑あるということですね。
岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 28 ページ、一番上、10 目の操出金、簡易水道事業特別会計操出金

3,663万2,000円、これについての要因について、お示してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 簡易水道の操出金なんですけれども、いろいろ要因がございまして、一番大きな要因としましては、工事請負費が、かなり減額となりました。こちらのほうが、1億396万1,000円と、かなり減額になっております。

いろいろ減額の部分があったりとか、そういった部分があるんですけれども、一番大きい要因としては、建設改良の工事請負費が、かなり減額となったということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） それ、全般に減ったというのか、それとも、その分が一番大きなやつは、そういう今言われた分、一番最後言われた分が一番多くて、何ぼぐらいだったというのは、ちょっと、お示してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 建設改良の工事請負費につきましては、先ほど言いましたとおり、1億396万1,000円となります。内容としましては、21件の工事請負実施しておりますんですけれども、そのうち3件が管の更新工事を行っております。こちらの管の更新工事なんですけれども、それぞれ300メートルから約600メートル更新、3件しております、そちらについては、当初、管渠工事、復旧をして道路の復旧工事まで見ておりました。ただ、すぐに道路の復旧を行うと、後で道路が陥没したりというような事故もありますので、期間を置いて舗装復旧を行うということで、この3つの工事で約4,000万円舗装復旧を見ておりましたのを、これを取りやめております。

それから、もう1件、奥金近の管の敷設工事、これを約700メートル見込んでおりましたが、こちらについては、数年前から頻繁に漏水事故が発生しておりまして、そちらを復旧するというので、計画をしておったんですけれども、多くの区間について、舗装の状況が、まだ、新しくて状況がいいということ、それから、ここ1、2年については、漏水事故が起こっていないというような状況を勘案して、今回については、時期尚早ということで、取りやめております。それが、約6,000万円ということで、2つ合わせて約1億程度の減額というふうになっておりまして、そういったことで、建設工事については減額をしております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 33 ページ、一番下、土木費の 18 節の急傾斜地崩壊対策事業負担金の分で、3,780 万 5,000 円、この分については、急遽、上がってきたような格好でございませうけれども、この要因については、どんなんでしょう。急遽、慌ててやらんとあかんと。これ下秋里の分ですか、そこらへんは。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

まず、今回の増額につきましては、急傾斜事業につきましては、県が実施する事業となっております。その負担金ということで、町のほうがお支払いすると。

負担割合につきましては、国庫であったり、山林の傾斜などで、いろいろ%が変わってきますが、そういうことで増額をしております。

ただ、今回、追加補正ということで、県の事業が増額されたということになっておりますので、それに合わせた増額です。

場所は、特には変わっておりませんが、町内で、地区でいうと 20 地区、これは 1 つの集落の中に、複数箇所もあります。それで、その中には、下秋里も含まれております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、34 ページ、20 目の道路新設改良費、補償補填及び賠償金の物件移転等補償金 1,600 万円。それから、その下の工事請負の 1,600 万円の少なくなった要因について述べてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） まず、物件移転の補償金の減額ですが、これは、町道改良工事などで、電柱、そういった物の移転を予定をしておったんですけれども、それが安くついたというところで、補償費の減額をしております。

次に、工事費でございしますが、これにつきましては、橋梁維持の工事費でよかったですでしょうか。につきましては、町内の橋梁の長寿命化ということで、該当する橋梁の修繕を行っております。その橋梁について、工事を行ってきたんですけれども、入札減とか、そういったところから、減額が出ておりますので、今回の減額になっております。

ちなみに令和 2 年度に実施する橋梁の工事としては、15 橋を実施するというところで、今現在施工しております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 36 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 37 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 37 号、令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3. 議案第 38 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、議案第 38 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特

別会計補正予算案についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 3ページ、55、15、10の交通事故等納付金が147万2,000円上がっております。これは、何人の方が該当したのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 今回、対象となっておりますのは、お二人です。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 4ページ、15の10の10、一般被保険者療養給付費9,300万円の増えた要因についてお示してください。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えをいたします。

一般被保険者療養給付費9,300万円でございますけれども、これにつきましては、当初予算におきまして、予算計上しております金額と申しますのが、前年度の実績等に基づきまして、町から県に報告した数字に基づきまして、県のほうで試算をいたしまして、町のほうに給付費の額を示されておるものでございます。

今回、大幅に増額となっておりますけれども、これについては、当初の県で試算された数字が町からの報告、見込みで出したものですから、かなり少ない見込みになっておったということで、実績として、今年度、途中におきまして、実績を見込みまして、今回、9,300万円の増額という補正をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 39 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 39 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 39 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 40 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、議案第 40 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 7 ページ、10 目の居宅介護サービス、これ 1,962 万 9,000 円多く。

そして、その下の 24 目の地域密着、少なくなった分が 1,235 万 1,000 円。その下の 30 目、これ 744 万 6,000 円、少なくなっていますけれども、それらの要因について、お示してください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

まず、居宅介護サービス給付費の 1,962 万 9,000 円の増額でございますけれども、令和 2 年度の当初予算につきましては、その前年の令和元年度の介護給付サービス等の利用実績によって予算を計上しておりました。それで、令和 2 年度中のおおむね 1 月までの実績の状況を見まして、利用のほうが若干多くなっているということで、増額のほうをしております。

居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算として、それぞれ訪問介護事業等 11 のサービス事業がございまして、月おおむね 5,115 万円ぐらいということで、当初予算のほうを計上しておったわけですが、実績として月 5,270 万円ぐらいの実績があったということで、不足する部分について増額をしております。

内容といたしましては、訪問看護、訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、それから、短期入所、これらの事業が当初予算見込みよりも多くなっていたということで増額になっております。

続いて、地域密着型介護サービス給付費につきましても、減になった要因といたしましては、予算計上した額よりも利用実績が少なかったということでの要因でございます。

主に認知症対応型通所介護事業につきまして、前年と比べまして減額になっておったということでございます。

続きまして、施設介護サービス給付費の 744 万 6,000 円の減額の要因でございますけれども、同様に予算見込みよりも、実績が少なかったということでございます。

これにつきましては、入所サービスをしております特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、この 3 つのサービス事業について、入退所等の原因で利用が少なかった月があったということで減額となっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これらの分については、コロナとは、全然関係ないですか。コロナも、何ぼかは影響しておるんでしょうか。そこらへんはどうでしょう。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

一番最初に緊急事態宣言が出ました 4 月、5 月の頃につきましては、通所サービス、いわゆるデイサービス事業なんですけれども、そちらのほうの利用を施設のほうも感染予防

を徹底するというので、若干、その月につきましては、利用が少なかったようでございますけれども、その後につきましては、通常どおり各施設、全ての事業について、県からの対処方針にもありますとおり、なるべく、利用を控えることがないようにということで、それらにつきましては、感染予防対策を徹底した上で行うことということがありましたんで、先ほど申しましたように、1月ぐらまでの各事業所の利用状況を見ますと、特段、コロナの影響でということで、減っているということはありません。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第40号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第40号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第41号 令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第6、議案第41号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第41号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第41号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 42 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、議案第 42 号、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 4 ページ、歳出のところでございますけれど、管理費の 5,756 万 2,000 円、一般管理費 3,848 万 1,000 円、現場管理費 1,907 万円、その 3 件について、その要因についてお示してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） これの管理費の減額の分なんですけれども、施設管理費の委託料が、これが 150 万円。それから、水道施設管理委託料が 63 万 5,000 円増額となっております。

施設清掃管理委託料の減額については、こちらについては配水池の清掃を何件か見ておったんですけれども、こちらについて、再度調査した結果、中部簡水の配水池の清掃が必要ないということで、こちらについて、清掃を取りやめておまして、そちらのほうの減額によって、150 万円となっております。

それから、水道施設の管理委託料なんですけれども、63 万 5,000 円、こちらについては、1 月の寒波によって、これまで業者のほうに委託をしておったんですけれども、委託内容以上のことを寒波対応でしていただいたので、そちらで増額しております。

それから、電気計装関係の委託料、こちらは 162 万 1,000 円減額しておるんですけれども、こちらについては、実績によって減額しております。

それから、工事請負金が 1,908 万 4,000 円減額しております。こちらについては、三日月の簡易水道なんですけれども、こちらのほうの通信設備の関係が自営柱によってケーブルを敷設しておったんですけれども、こちらが、もう必要なくなったということで、工事の予定をしておったんですけれども、一部まだ、使用しているところが必要な箇所があったのが判明しましたので、ちょっと今年度については、取りやめということで、工事のほうを実施しておりません。

あとは、消費税の関係は、これは実績によって減額になったということでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、説明ありましたけれど、調べた結果、いわゆる入れとる水管が、新しくて、まだ、取り替えてよかったとか、それから、清掃しようとしたところが、まだ、そんな状態じゃなかったというような説明もあったんですけど、これは、やはり現状把握が、はっきり、まだ、できていなかったということでしょう。ですから、そこらへんは、少なく済んでいい。少なくなった分はいいことなんですけれど、やっぱり現状把握は、しっかりやってください。以上です。
何かあったら。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 当然、1年前に予算してということで、予定をしておったんですけども、実施前に確認しまして、実施の必要がないと。時期尚早ということで、取りやめておりました。
こちらについても現状把握、しっかりやって、予算に反映するようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 43 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
（第 4 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、議案第 43 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 44 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 9、議案第 44 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 45 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 10、議案第 45 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 46 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 11、議案第 46 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別
会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 12、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業
特別会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 13、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 4 ページ、資本的収入 7,991 万 3,000 円減。それから、その下の資本的支出 9,116 万円。これについての要因をお示してください。

[上下水道課長 挙手]

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） まず、収入のほうの減額の 7,991 万 3,000 円なんですけれども、こちらについては、建設改良費、その企業債の減額ということで、工事費が減ったために企業債の分が減額となりました。

それから、建設改良費の減額となりました 9,116 万円なんですけれども、こちらについては、9 ページをご覧ください。これで、一番大きな要因としましては、35 の工事請負費でございまして、こちらが 8,688 万 3,000 円減額しております。こちらについては、見土路橋の水管橋、それから、淀橋の水管橋の架設、こちらの 2 つの工事について減額をしております。

こちらの 2 つの工事につきましては、県道の事業であったりとか、そういった部分で、工事の実施を取りやめております。

こちらについては、今、将来的には実施しなければいけない部分であるんですけども、今年度については、県道の事業の関係だったりとか、あとルートの見直し等を勘案して、今年度の実施は取りやめております。

そういった部分で、工事請負費が減額となるということで、それぞれ起債、それから、工事請負費を減額しております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 見土路橋とか淀橋の分は、今年度、そういう、県の関係でできなかったということがございますけれど、それは、ほな、いつ頃、また、やるんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 淀橋については、今年度、県道の舗装工事のほう実施されましたので、水管橋については、補修で取りやめておまして、県のほうの事業の実施のほうの了解が出ましたら、そちらで交換したいと思います。

見土路橋につきましては、ちょっと、うちの台帳と実際の管路が差異がございます、そちらのほうで、ルートを検討を勘案して、実施するか、交換にするかというのを検討したいと思っております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 及び日程第 15 については、本日、追加提出の案件であります、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案

の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、日程第 14、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

3 期 9 年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただいております木村佳都男（きむらかつお）委員が、本年 6 月 30 日をもって任期満了により退任をされます。後任といたしまして、佐用町南中山 518 番地、福山真龍（ふくやま しんりゅう）氏を候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格職見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっております。

福山氏は、昭和 62 年 4 月から、高雄山福円寺の住職を務められており、さらに平成 12 年からは保護司として犯罪を犯した方々の改善更生を助け、また犯罪の防止に尽力をされております。

その経験を生かして人権問題に理解や熱意を有しておられることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

なお、任期は令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 26 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。日程第 14、諮問第 1 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は適任と答申することに決定しました。

日程第 15. 同意第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 15 に入ります。同意第 1 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、改めまして、ただ今、上程をいただきました同意第 1 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

知識経験者監査委員の檜本忠美（かしもと ただよし）氏の任期は、令和 5 年 12 月 31 日で、任期途中でございますが、本年 3 月末を期限に退職願いが提出されましたので、受理をし、それを承認いたしました。

その後任として、識見を有し、適任者である、佐用町須安 586 番地、中井幹夫（なかい みきお）氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和 3 年 4 月 1 日から 4 年間となります。

ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

議長（石堂 基君） ここで住民課長より発言の申し出がありますので、許可しています。
住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 先ほど、一般会計の補正予算の中で、岡本義次議員から質疑をいただきました 27 ページの乳幼児医療費とこども医療費、これの減額の対象者ということでございます。

対象者につきましては、乳幼児医療が 877 人。それから、こども医療が 694 人でございます。

以上でございます。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 3 月 16 日から 23 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3 月 24 日、水曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださいますよう、よろしく申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 30 分 散会
